

冬期施工における現場管理費率の補正基準

1 対象工事

「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）別表1の工種区分を適用する工事とする。ただし、以下に示す工事は対象外とする。

- (1) コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事
- (2) 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等
- (3) 冬期条件による損失が認められない工事

2 積雪寒冷地域の範囲

宮城県内において豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された市町村とする。

3 積雪寒冷地域の施工時期

12月1日～3月31日

4 補正方法

現場管理費率に加算する補正值は次によるものとする。

- (1) 補正值（%）＝冬期率×補正係数

ア 冬期率＝12月1日～3月31日までの工事期間／工期

イ 補正係数＝1.2

- (2) 工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間又は後片付け期間を含めた期間とする。

なお、工期に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、工事事故等による不稼働期間、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間は含まない。

- (3) 補正值及び冬期率は、少数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

5 適用年月日

令和2年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

6 その他

補正対象工事は「別紙2」に基づき、特記仕様書に補正している旨を明示するものとする。

宮城県における豪雪地帯対策特別措置法第2条1項の豪雪地帯指定

●市町村全域が特別豪雪地帯

▲市町村の一部の地域が特別豪雪地帯

※市町村の一部の地域が豪雪地帯，それ以外は無指定

無印 市町村全域が豪雪地帯

郡名	市町村名
	<p>※仙台市（ただし昭和62年11月1日合併前の宮城郡 旧・宮城町，昭和63年3月1日合併前の名取郡 旧・秋保町。他の地域は無指定）</p> <p>▲大崎市（ただし，平成18年3月31日合併前の玉造郡 旧・鳴子町は特別豪雪地帯。平成18年3月31日合併前の旧・古川市，玉造郡 旧・岩出山町は豪雪地帯。他の地域は無指定。）</p> <p>白石市</p> <p>※栗原市（ただし平成17年4月1日合併前の栗原郡 旧・築館町，若柳町，栗駒町，高清水町，一迫町，鶯沢町，金成町，志波姫町，花山村。他の地域は無指定。）</p>
刈田郡	蔵王町 七ヶ宿町
柴田郡	川崎町
加美郡	<p>※加美町（ただし平成15年4月1日合併前の加美郡 旧・小野田町，宮崎町。他の地域は無指定。）</p>